

一般質問

国保税滞納で 命綱の保険証 取り上げだなんて



中村良夫 議員

質問

2月現在、290世帯に「短期証」、179世帯に「資格証」が発行されているが、これは、国保法第1条

に反するもので、保険税を払えない加入者への制裁措置である。医療権を奪う滞納者への「短期証」「資格証」発行

をやめるべきで、正規の保険証を交付すべきではないか。

市長 「短期証」「資格証」発行は、滞納者との接触機会を増し、納税相談及び納付勧奨を行い、収納率向上とともに



に未納者からの回収を図るものであるが、十分に意をもち

話を伺いながら減らしていくように指示している。

質問 滞納世帯1216全世帯に接触し、きちんと事情を聴いて正規の保険証を発行しているのか。

市民課長 説明をどうの、このということとは、文書でやっている。

質問 「資格証」など発行の中で「国民健康保険税の滞納に係る、きめ細かい措置要綱」を作成し、市民の実態に

応じて、「資格証」などの発行を最小限にとどめていただきたい。

市民課長 老人保健・介護保険、生活保護など国保事務と密接につながっていることで、規約・判定基準を検討中である。

有事法制

「国民保護法」について

質問

武力攻撃事態対処法第7条では、地方公共団体の役割に関して「国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担う」としているが、

これは佐渡市が独自の判断で実施する措置があり得ること、これまでの災害対策基本法に

基づく地域防災計画で対応するということをとるということも可能であり、さらにジュネーブ条約第1追加議定書第9条に基づく無防備地区宣言

を行うなどの対応があるが。

市長 武力攻撃事態の対応は、災害対策基本法とは違ったもので同じふうにはいけません。また、無防備であると宣

言すると他の国は攻めてこないという見方であるが、その宣言について考えはない。

地域審議会や

住民参加について

質問

「新市建設計画」の見直しを進めているが、市民の声が反映されていない。

「住民参加の市政を」と設置した地域審議会にさえも意見を聴いていないが、もっと広く市民に意見を聴いて、「新市建設計画」に反映させることが必要でないか。

市長 まず議会に説明し、その後各地域審議会にも示すということを昨年、合同審議会

会で説明した。今後、審議会のあり方について、いろんな議論もあり、各地域審議会と話し合いをしながら、地域の

持っている能力や希望を受け止めて、新年度に地域審議会のあり方について検討していく。